

平成 24 年 5 月 29 日

厚生年金基金の在り方等に関する意見

小野 正昭

1. 厚生年金基金制度の将来的な廃止に対する懸念

- 公的年金の給付抑制により私的年金制度の重要性は早晩認識せざるを得なくなる。企業年金の柱の一つである厚生年金基金を廃止する場合、根拠となる廃止後の展望を描くことが必要だが、それが見えてこない。この段階で運営に努力している基金を含めて強制的廃止により権利を剥奪することは立法論として可能か、疑問である。
- 平均的な総合型基金の上乗せ部分の給付水準は低く、代行の廃止は制度継続の意義を低下させる懸念がある¹。
- 厚生年金基金制度の廃止は、企業年金から非正規の厚生年金被保険者を締め出す結果となりかねない。また、総合型基金がなくなることは中小零細企業の年金が減少することを意味する。結果として、企業年金全体の立法基盤が揺らぎかねない。
- 年金は長期の制度であることを前提に様々な仕組みが組み込まれている。例えば、以下のような既存制度の整理を綿密に検討することが必須と考える。
 - 中途脱退者の上乗せ年金の整理：積立不足の顕在化²
 - 強制的な代行の廃止の影響：受給者を含む上乗せ部分の給付削減の可能性
 - 支払保証制度の整理：通常解散、特例解散、強制解散の区別と財政の検証

2. 代行制度に関する厚生年金基金と厚生年金本体との関係

- 「厚生年金基金は3人の息子のうち1人が仕送りを拒否したようなもの」³という議論は誤りであり、代行部分は本体の財政に組み込まれている。代行部分は事前積立ではなく、最低責任準備金の払底を回避するために交付される給付現価負担金は国による損失補填ではない⁴。
- 基金による分権的な資産の管理・運用は、一元的管理がもつ政治リスクを緩和することが期待される⁵。

¹ 厚生年金基金のプラスアルファ部分の年金額は、月額 7,400 円程度(「企業年金に関する基礎資料」平成 23 年 12 月、企業年金連合会)。

² 連合会も厚生年金基金の一種である。代行廃止により国は連合会から最低責任準備金を徴収する可能性がある。これに関する連合会の経理は「厚生年金基金基本経理」だが、平成 23 年 3 月現在、約 10 兆円の資産に対して約 11 兆円の給付債務、うち最低責任準備金(継続基準)が約 8 兆円ある。仮に同時点で最低責任準備金に相当する資産を国に納付し代行部分の支給義務を国に返納した場合、中途脱退者の上乗せ部分に相当する債務約 3 兆円に対して資産は約 2 兆円。給付を削減する事態になった場合、その影響は、既に代行返上したかつての単独・連合型厚生年金基金の過去の中途脱退者にも及ぶことになると思われる。

³ かつて厚生年金が賦課方式で厚生年金基金が事前積立方式だった頃、双方の財政方式の違いに着目して、このような議論があった。

⁴ 免除保険料相当額を国で運用しても資産が払底してしまうわけであり、そこまでの範囲について給付に支障が出ないように、国が給付現価負担金として追加預託しているだけである。

⁵ 例えば、現在検討されている年金交付国債(消費税引上げを償還原資とした非市場性国債)を厚生年金基金に交付することは困難と考えられ、一定程度の抑止力が期待できる。

3. 存続のための施策案

- 本体との完全な中立化の確保が必要である。
 - 最低責任準備金の定義の統一：継続・非継続の区別なく「期ズレ」を解消した責任準備金を再定義すること⁶
 - 「0.875 問題」の整理：在職老齢年金の扱いを被保険者に拡大していることが確認できた時点から 7 号方法を適用できるものとし最低責任準備金を遡及して再定義⁷
- 破産法制との均衡の観点⁸から、特例解散の取り扱いを改訂すべきである。
 - 加算金⁹の取り扱い変更：加算金の廃止（乃至は低利の固定利率の賦課）
 - 連帯債務の排除：事業所の納付義務が確定した時点で終了させて国に移管¹⁰

4. 財政運営の在り方

- 総合基金の予定利率問題は日本に限った問題ではないし、予定利率引き下げを主張することは簡単だが実現のハードルが高いことも事実と考える¹¹。
- 資産全体として年 5.5% の運用収益が必要であるかのような認識は大きな誤解である。総合基金の代行部分は平均的に約 8 割といわれ、代行部分は GPIF の運用収益を意識すればよい。年 5.5% は残りの 2 割に対する収益率目標となるため、全体として必要な収益率は、それほど高くない¹²。
- 代行割れの基金の場合、予定利率を引き下げると掛金が減少する場合がある¹³。積立金の蓄積を高める観点から、財政運営は綿密に検討すべきである。

5. 給付減額の基準の見直し

- 制度変更の承認・認可をもって有効性が担保されるわけではない点に留意すべき（現状の給付減額基準は、この現実を踏まえた上で慎重に設定されたものと理解している）¹⁴。

⁶ 1999 年に遡って「減額責任準備金」を適用することも、合理的な積立不足削減策の 1 つと考えられる。

⁷ 在職老齢年金の支給停止を国に準拠させていれば遺族・障害年金等の支給に厳密性を求めなくても 7 号方法を適用するという、現実的対応がよいと考える。

⁸ 加算金や連帯債務の規定が再生型の破産企業に適用された場合、将来の資金支出に不安定要素を持ち込むこととなる。

⁹ 特例解散における未納付額には GPIF のリターンを利子率とした利息が賦課される。

¹⁰ これによって納付義務は国と個別事業所との関係となり、個別事業所の破産による不納付の影響が他の事業所に及ぶことはなくなる。

¹¹ 期間 10 年の連邦債の利回りが 2 % 程度の米国において、カリフォルニア州職員引退制度(Calpers)の予定利率は 7.5% であり、多数事業主制度の予定利率の中央値も 7.5% との報告がある。

¹² さらに、総合型基金の予定利率は基本部分で約 9 割が予定利率を年 5.5% としているが、加算部分で 5.5% としているのは約 6 割である。

¹³ 最低責任準備金は予定利率の変動の影響を受けない。従って代行割れの部分については、高い利率を設定した方が基金の掛金収入が増加する。

¹⁴ そもそも、月 7 千円程度の年金を削減することが一連の問題の解決になるか、疑問である。

6. 解散要件の見直し

- 代行割れを理由に当該被保険者・受給者の公的年金が削減されることには違和感がある¹⁵。
- 公的機関による債務保証等で時間を稼げても、最後は公的資金による救済という年金制度の枠を超えた問題となる可能性があることに留意すべきであり、時期と方法の選択は政治的要素が強い。

7. 日本版エリサ法

- 同趣旨の提言は 10 年以上前に存在しており、現在の日本の企業年金法制が個別法によっているのは、提言の検討を経た結果と理解している。
- 日本の企業年金法制は民法や各種業法の適用を排除しない。他の法律の適用を排除するエリサ法のような、突出して強い法律を定めることが立法論として妥当か、慎重に検討すべき。

8. 企業年金の規制・監督

- 規制の企画機能と規制にもとづく監督機能とは分離すべきである。
- 税制優遇を提供する制度の健全な運営のためには、規制・監督側に財政的、人的その他の十分な資源を必要とすることに留意すべきである。

以上

¹⁵ 加入員・事業主共に厚生年金保険の保険料以上の額を拠出しているわけであり、基金の状況変化によって被保険者の公的年金を削減する対処が世の中に受け入れられるか、疑問である。